

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和五十一年六月十七日第十一号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和四年七月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島

勝

取消 番号	第百一号
指定の取消しに 係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消しの 年 月 日	令和三年九月二十 四日
指定の取消しに係る道路の位置	埼玉県比企郡小川町大字伊勢根字東二百二十三番九
指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)	十九・七〇
指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)	四・二〇